

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

#### (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

常勤職員について独立行政法人福祉医療機構及び滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の実施する社会福祉施設職員等退職共済制度に加入している。

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

#### (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

#### (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

#### (3) 守山はぐくみ共同作業所拠点計算書類

（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

グループホーム拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

#### (4) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（II））

#### (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

守山はぐくみ共同作業所拠点（社会福祉事業）

ア 法人本部

イ 生活介護事業

ウ 就労継続支援B型事業

グループホーム拠点（社会福祉事業）

ア 共同生活援助事業

イ 短期入所事業

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	23,000,000	0	0	23,000,000
建物	170,925,571	0	7,830,719	163,094,852
合 計	193,925,571	0	7,830,719	186,094,852

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	194,150,914	31,056,062	163,094,852
小 計	194,150,914	31,056,062	163,094,852
その他の固定資産			
建物	392,700	237,253	155,447
構築物	6,307,251	1,516,332	4,790,919
車輌運搬具	6,892,488	4,784,150	2,108,338
器具及び備品	7,074,295	3,065,847	4,008,448
小 計	20,666,734	9,603,582	11,063,152
合 計	214,817,648	40,659,644	174,158,004

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,031,485	0	18,031,485
未収補助金	68,400	0	68,400
合 計	18,099,885	0	18,099,885

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかに

するためには必要な事項

該当なし